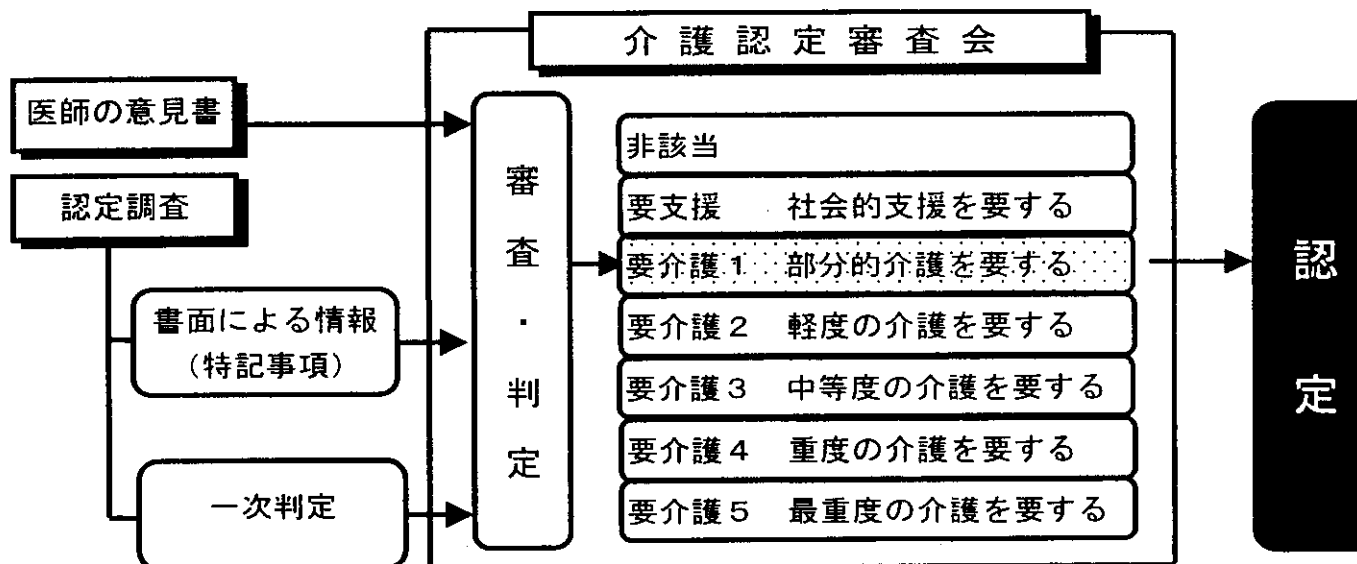


要介護認定の結果をお知らせします。

あなたは、要介護1（部分的な介護を要する状態）と認定されました。



- 一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の手間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。
- 要介護認定の詳しい考え方については、別添の資料をご覧ください。

あなたが在宅で介護保険によって利用できるサービスの上限は以下の通りです。

（ただし地域によっては十分にご利用いただけないこともあります。）

ホームヘルパーによる訪問介護、日帰り介護（デイサービス）、日帰りリハビリテーション（デイケア）、看護婦による訪問看護等

（今後変更されることがありますが、現在公表されているところでは）

1ヶ月あたり 17.0 万円

（うち、介護保険施設などへの短期間の入所・入院 6ヶ月あたり 14日間）

施設に入所（入院）することもできます。

（ただし施設に空きがない場合はご利用いただけないこともあります。）

- ・ 特別養護老人ホーム（寝たきり等の方へお世話を行う施設）
- ・ 老人保健施設（入院するほどではない方にリハビリ等を行う施設）
- ・ 介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院等）

- 入所（入院）を希望される方は、直接、施設や病院に申し込みことができます。適当な施設をご存じない場合は、居宅介護支援事業者または、〇×町介護保険課（TEL 〇〇-××××）までご連絡下さい。

要介護1では在宅サービスは次のように利用できます。

この例はあなたが受けられるサービスの組合せの1例です。このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問看護	通所介護	訪問介護	
		または 通所リハ			または 通所リハ		
午後							
短期入所 6か月に2週 福祉用具貸与 車イス							

- あなたの上限額の範囲で必要なサービスを自由に組み合わせて利用することができます。
- 在宅サービスを計画的に利用するため、原則として介護サービス計画（「ケアプラン」といいます。）を作成します。ケアプランを作成した場合、1割の利用料を払えばサービスが利用できます。
- 専門家（介護支援専門員）によるケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼することができます。なお、ケアプランの作成には1割の利用料はかかりません。
- その他、わからないこと、疑問に思ったことがある場合や、適当な居宅介護支援事業者をご存じでない場合は、お気軽に〇×町介護保険課（TEL 〇〇-××××）までお問い合わせ下さい。

要介護1（部分的な介護を要する状態）とは

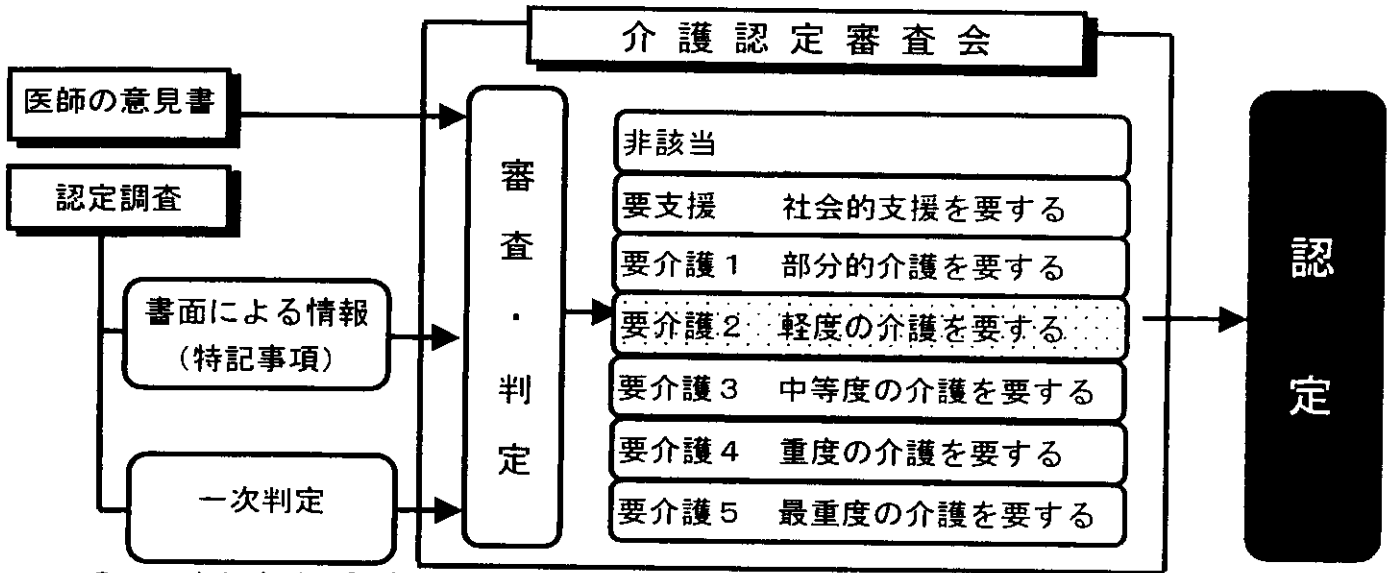
- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。
- ・排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。
- ・問題行動や理解の低下がみられることがある。

などの方が含まれる状態です。

- ここに示した状態は、要介護1の方の平均的な状態で、あなたに必要なサービスの必要度が、ここに示した状態の方と同程度であることを示しているものです。
- 従って、あなたの状態がここに示された状態と完全には一致しないことはあり得ますのでご注意ください。

要介護認定の結果をお知らせします。

あなたは、要介護2（軽度の介護を要する状態）と認定されました。



- 一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の手間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。
- 要介護認定の詳しい考え方については、別添の資料をご覧ください。

あなたが在宅で介護保険によって利用できるサービスの上限は以下の通りです。
 （ただし地域によっては十分にご利用いただけないこともあります。）

ホームヘルパーによる訪問介護、日帰り介護（デイサービス）、日帰りリハビリテーション（デイケア）、看護婦による訪問看護等
 （今後変更されることがありますが、現在公表されているところでは）
1ヶ月あたり 20.1万円
 （うち、介護保険施設などへの短期間の入所・入院 6ヶ月あたり 14日間）

施設に入所（入院）することもできます。
 （ただし施設に空きがない場合はご利用いただけないこともあります。）

- ・ 特別養護老人ホーム（寝たきり等の方へお世話を行う施設）
- ・ 老人保健施設（入院するほどではない方にリハビリ等を行う施設）
- ・ 介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院等）

○ 入所(入院)を希望される方は、直接、施設や病院に申し込みことができます。適当な施設をご存じない場合は、居宅介護支援事業者または、〇×町介護保険課（Tel. 〇〇-××××）までご連絡下さい。

要介護2では在宅サービスは次のように利用できます。

この例はあなたが受けられるサービスの組合せの1例です。このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または	訪問介護	通所介護 または	訪問看護	通所介護 または	訪問介護	
	通所リハ		通所リハ	訪問介護	通所リハ		
午後							
短期入所	6か月に2週						
	福祉用具貸与		車イス				

- あなたの上限額の範囲で必要なサービスを自由に組み合わせて利用することができます。
- 在宅サービスを計画的に利用するため、原則として介護サービス計画（「ケアプラン」といいます。）を作成します。ケアプランを作成した場合、1割の利用料を払えばサービスが利用できます。
- 専門家（介護支援専門員）によるケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼することができます。なお、ケアプランの作成には1割の利用料はかかりません。
- その他、わからないこと、疑問に思ったことがある場合や、適当な居宅介護支援事業者をご存じでない場合は、お気軽に〇×町介護保険課（Tel. 〇〇-××××）までお問い合わせ下さい。

要介護2（軽度の介護を要する状態）とは

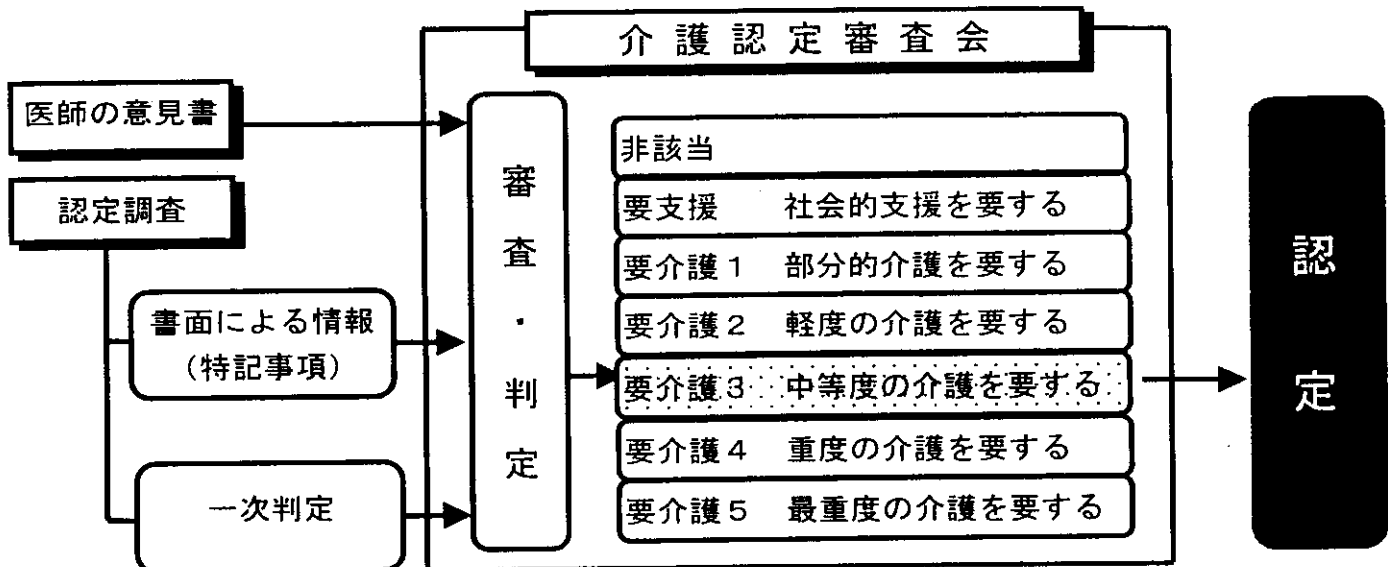
- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする。
- ・排泄や食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。
- ・問題行動や理解の低下がみられることがある。

などの方が含まれる状態です。

- ここに示した状態は、要介護2の方の平均的な状態で、あなたに必要なサービスの必要度が、ここに示した状態の方と同程度であることを示しているものです。
- 従って、あなたの状態がここに示された状態と完全には一致しないことはあり得ますのでご注意ください。

要介護認定の結果をお知らせします。

あなたは、要介護3（中等度の介護を要する状態）と認定されました。



- 一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の手間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。
- 要介護認定の詳しい考え方については、別添の資料をご覧ください。

あなたが在宅で介護保険によって利用できるサービスの上限は以下の通りです。

(ただし地域によっては十分にご利用いただけないこともあります。)

ホームヘルパーによる訪問介護、日帰り介護（デイサービス）、日帰りリハビリテーション（デイケア）、看護婦による訪問看護等

(今後変更されることがありますが、現在公表されているところでは)

1ヶ月あたり 27.4万円

(うち、介護保険施設などへの短期間の入所・入院 6ヶ月あたり 21日間)

施設に入所（入院）することもできます。

(ただし施設に空きがない場合はご利用いただけないこともあります。)

- ・ 特別養護老人ホーム（寝たきり等の方へお世話を行う施設）
- ・ 老人保健施設（入院するほどではない方にリハビリ等を行う施設）
- ・ 介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院等）

- 入所（入院）を希望される方は、直接、施設や病院に申し込みことができます。適当な施設をご存じない場合は、居宅介護支援事業者または、〇×町介護保険課（Tel 〇〇-××××）までご連絡下さい。

要介護3では在宅サービスは次のように利用できます。

この例はあなたが受けられるサービスの組合せの1例です。このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護	訪問介護	通所介護	訪問看護	通所介護	訪問介護	
	または		または		または		
午後	通所リハ		通所リハ		通所リハ		
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に3週
福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス

- あなたの上限額の範囲で必要なサービスを自由に組み合わせて利用することができます。
- 在宅サービスを計画的に利用するため、原則として介護サービス計画（「ケアプラン」といいます。）を作成します。ケアプランを作成した場合、1割の利用料を払えばサービスが利用できます。
- 専門家（介護支援専門員）によるケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼することができます。なお、ケアプランの作成には1割の利用料はかかりません。
- その他、わからないこと、疑問に思ったことがある場合や、適当な居宅介護支援事業者をご存じでない場合は、お気軽に〇×町介護保険課（Tel 〇〇-××××）までお問い合わせ下さい。

要介護3（中等度の介護を要する状態）とは

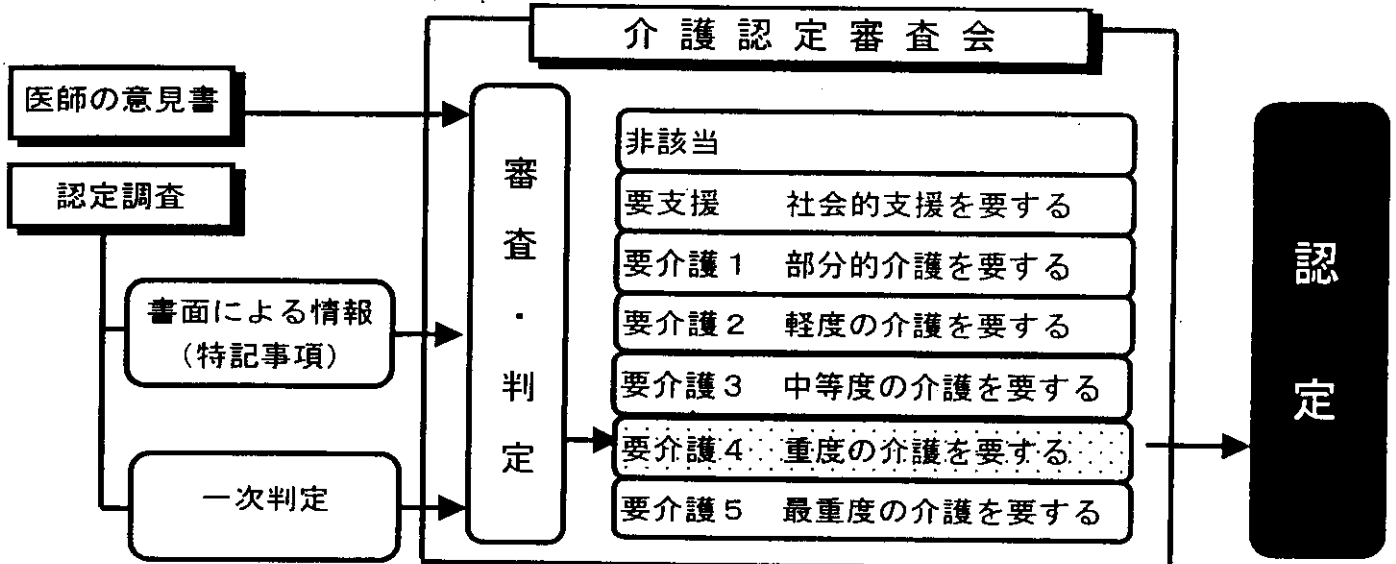
- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話が自分ひとりでできない。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりでできない。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分でできないことがある。
- ・排泄が自分ひとりでできない。
- ・いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。

などの方が含まれる状態です。

- ここに示した状態は、要介護3の方の平均的な状態で、あなたに必要なサービスの必要度が、ここに示した状態の方と同程度であることを示しているものです。
- 従って、あなたの状態がここに示された状態と完全には一致しないことはあり得ますのでご注意ください。

要介護認定の結果をお知らせします。

あなたは、**要介護4（重度の介護を要する状態）**と認定されました。



- 一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の手間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。
- 要介護認定の詳しい考え方については、別添の資料をご覧ください。

あなたが在宅で介護保険によって利用できるサービスの上限は以下の通りです。

(ただし地域によっては十分にご利用いただけないこともあります。)

ホームヘルパーによる訪問介護、日帰り介護（デイサービス）、日帰りリハビリテーション（デイケア）、看護婦による訪問看護等

(今後変更されることがありますが、現在公表されているところでは)

1ヶ月あたり 31.3万円

(うち、介護保険施設などへの短期間の入所・入院 6ヶ月あたり 21日間)

施設に入所（入院）することもできます。

(ただし施設に空きがない場合はご利用いただけないこともあります。)

- ・ 特別養護老人ホーム（寝たきり等の方へお世話を行う施設）
- ・ 老人保健施設（入院するほどではない方にリハビリ等を行う施設）
- ・ 介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院等）

- 入所（入院）を希望される方は、直接、施設や病院に申し込みことができます。適当な施設をご存じない場合は、居宅介護支援事業者または、〇×町介護保険課（Tel 〇〇-××××）までご連絡下さい。

要介護4では在宅サービスは次のように利用できます。

この例はあなたが受けられるサービスの組合せの1例です。このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	訪問介護
午後		訪問看護		訪問看護			
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に3週

福祉用具貸与

車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

- あなたの上限額の範囲で必要なサービスを自由に組み合わせて利用することができます。
- 在宅サービスを計画的に利用するため、原則として介護サービス計画（「ケアプラン」といいます。）を作成します。ケアプランを作成した場合、1割の利用料を払えばサービスが利用できます。
- 専門家（介護支援専門員）によるケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼することができます。なお、ケアプランの作成には1割の利用料はかかりません。
- その他、わからないこと、疑問に思ったことがある場合や、適当な居宅介護支援事業者をご存じでない場合は、お気軽に〇×町介護保険課（Tel. 〇〇-××××）までお問い合わせ下さい。

要介護4（重度の介護を要する状態）とは

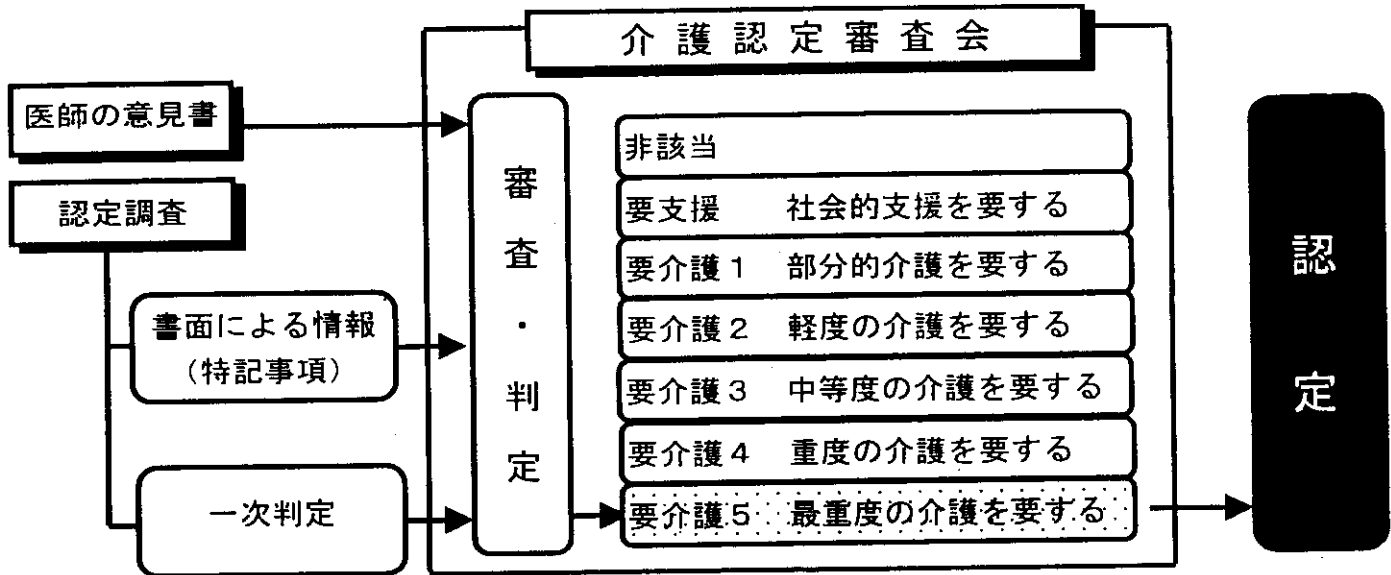
- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりではできない。
- ・排泄がほとんどできない。
- ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

などの方が含まれる状態です。

- ここに示した状態は、要介護4の方の平均的な状態で、あなたに必要なサービスの必要度が、ここに示した状態の方と同程度であることを示しているものです。
- 従って、あなたの状態がここに示された状態と完全には一致しないことはあり得ますのでご注意ください。

要介護認定の結果をお知らせします。

あなたは、要介護5（最重度の介護を要する状態）と認定されました



- 一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の手間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。
- 要介護認定の詳しい考え方については、別添の資料をご覧ください。

あなたが在宅で介護保険によって利用できるサービスの上限は以下の通りです。
 （ただし地域によっては十分にご利用いただけないこともあります。）

ホームヘルパーによる訪問介護、日帰り介護（デイサービス）、日帰りリハビリテーション（デイケア）、看護婦による訪問看護等
 （今後変更されることがありますが、現在公表されているところでは）
1ヶ月あたり 36.8万円
 （うち、介護保険施設などへの短期間の入所・入院 6ヶ月あたり 42日間）

施設に入所（入院）することもできます。
 （ただし施設に空きがない場合はご利用いただけないこともあります。）

- ・ 特別養護老人ホーム（寝たきり等の方へお世話を行う施設）
- ・ 老人保健施設（入院するほどではない方にリハビリ等を行う施設）
- ・ 介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院等）

○ 入所（入院）を希望される方は、直接、施設や病院に申し込みことができます。適当な施設をご存じない場合は、居宅介護支援事業者または、〇×町介護保険課（TEL 〇〇-××××）までご連絡下さい。

要介護5では在宅サービスは次のように利用できます。

この例はあなたが受けられるサービスの組合せの1例です。このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問看護				訪問看護		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	
			訪問リハ				
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に6週

福祉用具貸与

特殊寝台、マットレス、エアーマット

- あなたの上限額の範囲で必要なサービスを自由に組み合わせて利用することができます。
- 在宅サービスを計画的に利用するため、原則として介護サービス計画（「ケアプラン」といいます。）を作成します。ケアプランを作成した場合、1割の利用料を払えばサービスが利用できます。
- 専門家（介護支援専門員）によるケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼することができます。なお、ケアプランの作成には1割の利用料はかかりません。
- その他、わからないこと、疑問に思ったことがある場合や、適当な居宅介護支援事業者をご存じでない場合は、お気軽に〇×町介護保険課（Tel 〇〇-××××）までお問い合わせ下さい。

要介護5（最重度の介護を要する状態）とは

- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない。
- ・排泄や食事がほとんどできない。
- ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

などの方が含まれる状態です。

- ここに示した状態は、要介護5の方の平均的な状態で、あなたに必要なサービスの必要度が、ここに示した状態の方と同程度であることを示しているものです。
- 従って、あなたの状態がここに示された状態と完全には一致しないことはあり得ますのでご注意ください。